

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

倉敷市児島社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成21年6月11日付けで提起された、処分庁が同年4月17日付け、児福第162号により請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護の申請に対する却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 趣 旨

本件処分の取消しを求めるものと解されるので、以下そのように扱う。

2 理 由

請求人の保護申請の調査に当たり、次のとおり処分庁の事務処理に不適切な処理が多数あり、納得できるだけの説明がないので、本件処分の取消しを求める。

- (1) 倉敷市児島社会福祉事務所より生活保護の申請について正しくその法文などの説明を受けていない事実がある。
- (2) 倉敷市児島社会福祉事務所より家庭訪問を受けた聞き取りに対して適切な調査かどうか疑わしい点が多数見られる。

ア 就職活動表の未回収

イ 転職の為の資格取得履歴の未確認

- (3) 検診命令下の状況にあつて、健康確認ができないまま就職活動をするには無理があるが、その就職活動状況を却下の理由とするのは検診命令で結果を待つ状況下の理由としては不適當と思われる。
- (4) 検診命令に対して最も必要な検診を担当者より解除されて未だに受診されていない事実がある。全ての必要な検査は未だに完了していない。未だ完了していない必要な検査とはMR I 撮影である。
- (5) 検診命令に従い予約した検査の受診に対して有料受診を命じられた事実がある。氏より、処分庁職員である秀石担当より有料受診を告げるよう命じられたとの事実を確認した。
- (6) 却下申請書類の適正文書の再発行の要請について、処分庁職員の秀石担当の内容文面を訂正するから文書を返送するようにとの指示に従ったが、送達された文書は内容分の書き直しは一切見当たらず、誤字のみ訂正処理され、適正文書受理である通達日の訂正すらされていないものであった。これらのやりとりが適正な公文書の告知通達とは考えにくい面がある。
- (7) 生活保護の回答期間が30日を過ぎた事実がある。実質は60日である。
- (8) 倉敷市児島社会福祉事務所は保護の決定に不必要と思われる個人情報に関する文書を提出させた。その文書が利用されていない事実がある。
- (9) 倉敷市児島社会福祉事務所藤井担当が生活保護の目的に対して、法文にはない不適切な解釈をしていた事実がある。

第2 処分庁の弁明

処分庁から平成21年7月3日付けで提出された弁明書及び平成21年8月10日付けで提出された再弁明書に記載のとおり。

第3 請求人の反論

請求人から平成21年7月24日付けで提出された反論書及び平成21年8月27日付けで提出された再反論書に記載のとおり。

第4 当庁の認定事実

審査請求書、弁明書、反論書、再弁明書、再反論書、処分庁から提出のあった請求人に関する保護申請却下通知書、証拠書類等の物件によれば、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成21年3月9日に法に基づく保護を申請し、同日、処分庁はこれを受理した。
- 2 処分庁は、平成21年3月11日に請求人宅を訪問し、求職活動について請求人とやりとりがあった。なお、請求人宅への訪問はこの1回のみである。
- 3 請求人は、保護の申請書において、保護を申請する理由を「健康上の理由で就職困難。」としている。
- 4 処分庁は、求職活動状況報告書を回収していない。
- 5 処分庁の検診命令により、請求人は平成21年3月13日に [REDACTED] で検診を受けた。処分庁は、検診書を同月25日に受理し、同日に同院医師から病状等の聞取りを行った。聞取り内容は次のとおり。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

- 6 処分庁の検診命令により、請求人は平成21年3月23日に [REDACTED] の [REDACTED] で検診を受けた。処分庁は検診書を同年4月8日に受理し、同月16日に同院医師から病状等の聞取りを行った。聞取り内容は次のとおり。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

7 処分庁は、平成21年4月17日にケース診断会議を開催し、同日付け、児福第162号により保護申請を却下した。

第5 当庁の判断

請求人は、稼働能力の不活用を却下の理由とするのは、不適當であると主張するので、検討する。

法は、第4条第1項で、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、保護の補足性を定めている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第4により、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることが必要であるが、稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かを、組織的な検討を行い判断する必要がある。

処分庁は、稼働能力があると判断した場合には、稼働能力を活用しているか否かについて、要保護者の求職活動を一定期間確認するとともにその内容を検討し、さらに、実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かを調査する等により総合的に判断することが必要である。

これらに基づき、本件処分に違法又は不当な点がなかったかを検討する。

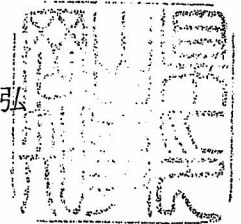
まず請求人の稼働能力の有無についてであるが、請求人は保護の申請書で「健康上の理由で就職困難。」とし、処分庁は検診命令を行っていることから、請求人、処分庁ともに健康状態の把握が必要であるとの認識があったと認められる。処分庁は第4の5及び6で認定したとおり請求人の健康状態を調査した上で、4月17日にケース診断会議を開催し、請求人の健康状態を検討した結果、請求人に稼働能力があると判断している。

ところが、処分庁は、稼働能力があると判断して以降の請求人の求職活動の確認を行うことなく、同日付けで却下としている。このことから、稼働能力の不活用を判断するに十分な調査及び証拠書類等の収集がなされたとは認められず、処分庁は、その調査を尽くす必要があったと認められる。したがって、本件処分は不当であると言わざるを得ない。以上によれば、その余の点を検討するまでもなく、本件審査請求は理由がある。よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、

主文のとおり裁決する。

平成21年10月7日

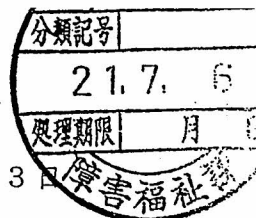
岡山県知事 石井 正 弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした倉敷市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となる。）本件処分の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決をした岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。

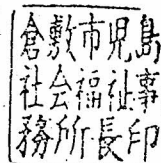


平成21年7月3日

岡山県知事 石井 正弘 様

倉敷市児島社会福祉事務所

所長 古谷野 幹夫



弁 明 書 (正) 副

1. 審査請求人の住所・氏名及び審査請求の趣旨・理由

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

審査請求の趣旨・理由 平成21年6月11日付審査請求書のとおり

2. 原処分を行った経緯及び理由

H21.3.9【生活保護の申請】

生活保護申請の理由は、審査請求人が自身の健康状態に不安を抱き、それまで就労していた[REDACTED]での夜間タクシー運転手の仕事を辞めたため、生活に困窮するというものである。[REDACTED]には審査請求人の方から辞職を申し入れており、解雇されたわけではない。また、審査請求人は、自身の健康状態を危ぶむこととなった根拠として、約2年前に[REDACTED]にて、[REDACTED]を指摘されたことをあげており、保護申請前後の審査請求人の健康状態に特段の変化があったわけではない。

H21.3.11【審査請求人宅にて面談】

審査請求人は、自身の健康状態に不安を感じて以前の仕事を辞めているが、金銭的理由により受診はしていない。しかし、資産調査の結果、保護申請日時時点で審査請求人には手持金 [REDACTED] 円、預貯金 [REDACTED] 円があることが確認されている。

審査請求人は [REDACTED] 歳であり稼働年齢であるため、求職活動が必要な旨を説明する

と、審査請求人もそのつもりであり、既に求職活動はしていると言い、面接を受けた数社の書類を見せてくれた。審査請求人はこれまで派遣社員として就労することが多かったらしく、そうした不安定な派遣労働はもう懲り懲りであると言い、社会保険完備の仕事を希望している。また、審査請求人が言うには、[]の []には、まだ審査請求人の籍があるため、復帰は可能であるが、自身の健康状態に不安があるため復帰できないとのこと。審査請求人は、数ある求人の中から、所持している資格（大型運転免許等）や経験（パソコン修理）を生かすことができ、なおかつ社会保険完備など条件の良いものを選んで求職活動している。そのため、保護申請するほど生活に困窮しているのであれば、仕事を条件面で選り好みしているような余裕はないはずではないかと伝え、また、毎週月曜日に児島社会福祉事務所での就労相談に来所するよう指導した。しかし、その後審査請求人は就労相談には一度も来所していない。

H21.3.12【審査請求人に電話】

審査請求人の病状把握のため、審査請求人に検診命令を適用し、[]での検診を平成21年3月13日に受けるよう伝える。審査請求人は了承し、3月13日に[]において、[]での検診を受け、同院でのMRI検査も3月25日に予約していた。

H21.3.18【審査請求人より電話】

審査請求人から児島社会福祉事務所に電話があり、[]は[]で良いが、[]は他の大きな医療機関で検診を受けたいと言う。理由は、MRIより高度な検査機器を使った検診を受けたいが、[]にはMRIしかないということと、3月13日の[]での検査内容（問診）に不満を覚えたためであるとのこと。検診先を変更した場合は、検診をやり直すこととなるため、生活保護の決定が30日を超える可能性もあることを審査請求人に説明し、審査請求人の了承を得る。これにより、[]の検診先については、審査請求人の希望に沿い、[]に切り替えることとした。

H21.3.23【審査請求人、[]にて受診】

審査請求人が[]に赴き、[]の検査を受ける。この時点で、審査請求人は3月25日の[]でのMRI検査予約は未だ有

効と考えていたらしく、[REDACTED]にもその旨を告げていた。

H21.3.25【審査請求人より電話】

審査請求人がMRI検査を受けるつもりで[REDACTED]に行ったが、検査を断られたとのことで児島社会福祉事務所に電話があった。審査請求人の希望で[REDACTED]から[REDACTED]に検診先を変えていたため、[REDACTED]での検査はできないと説明し、必要な検査は全て[REDACTED]で受けるよう伝える。しかし、これ以降、審査請求人は[REDACTED]に行っていない。

H21.3.25【[REDACTED]にて病状調査】

[REDACTED]医師に病状調査。審査請求人は[REDACTED]
[REDACTED]のこと。

H21.4.8【審査請求人に電話】

[REDACTED]より検診書が送付されてきたため内容を確認すると、[REDACTED]
[REDACTED]となっている。審査請求人に電話し、[REDACTED]と伝え
ると、検診時にもそのように言われたとのことであった。

H21.4.16【[REDACTED]にて病状調査】

[REDACTED]医師に病状調査。[REDACTED]
[REDACTED] MRI検査は[REDACTED]で受けると審査請求人が言っ
ていたため、[REDACTED]ではMRI検査は行っていないが、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]のこと。なお、同医
師によれば、審査請求人の言っていた「MRIよりも高度な検査機器」など無いそ
うだ。

H21.4.17【生活保護申請の却下】

稼働能力不活用により、審査請求人からの生活保護申請を却下する。3月23日
（[REDACTED]での検診日）時点で[REDACTED]と診断されているにもかかわらず、本日まで就労を開始（特に、復帰可能であるという[REDACTED]での就労）
していないことと、3月11日から本日まで福祉事務所での就労相談を一度も利用
していないことがその根拠である。

3. 審査請求人からの不服審査理由に対する弁明

不服審査理由（以下、理由）①：児島社会福祉協議会より生活保護の申請について正しくその法文などの説明を受けていない事実がある。

弁明：生活保護法等の法文一条一条の説明はしていないが、保護申請時に、生活保護制度の趣旨や目的の説明は行っている。

理由②：児島社会福祉協議会より家庭訪問を受けた聞き取りに対して適切な調査かどうか疑わしい点が見られる。（就職活動表の未回収、転職のための資格取得履歴の未確認）

弁明：パソコンで求職しているという審査請求人の求職活動状況を把握するため、求職活動状況報告書の記入、並びに児島社会福祉事務所の就労相談を利用するよう指導していた。しかし、審査請求人は就労相談の利用に難色を示し、パソコンを使用しての求職活動を主張するため、福祉事務所から確認できないパソコンでの求職活動では、求職活動状況報告書の提出は意味がないものと判断し、回収はしていない。

審査請求人は、転職のための資格取得履歴が未確認であるということを指摘しているが、審査請求人の資格取得状況（各種運転免許、危険物取扱者、ボイラー技師等）については訪問時に確認済みである。

理由③：検診命令下の状況にあつて、健康確認ができないまま就職活動をするには無理があるが、その就職活動状況を却下の理由とするのは検診命令で診断結果を待つ状況下の理由としては不適當と思われる。

弁明：審査請求人の健康状態が就労に支障ないものであるということは3月23日（[REDACTED]での検診日）時点で確認できており、却下の根拠としているのは、主にこの日以降の審査請求人の求職活動状況（福祉事務所の就労相談を利用していないこと、復帰可能であるという[REDACTED]での就労を開始していないこと）によるものである。

理由④：検診命令に対して最も必要な検診を担当者より解除されて未だに受診されていない事実がある。全ての必要な検査は未だに完了していない。（MRI [REDACTED]検査）

弁明：[REDACTED]でのMRI検査のことを言っていると思われるが、[REDACTED]

■の検診については全て■で受けるよう説明済みである。

理由⑤：検診命令に従い予約した検査に受診に対して有料受診を命じられた事実がある。■氏より市役所の命令より、秀石担当より有料受診を告げるよう命じられた事実を確認した。

弁明： ■でのMRI検査のことを言っていると思われるが、■の検診については全て■で受けるよう説明済みであり、■に対して、有料受診を命じてはおらず、審査請求人が同病院でMRI検査を受けることは自由であるが、その費用は福祉事務所は支払えないと説明したのみである。

理由⑥：却下申請書類の適正文書の再発行の要請を秀石担当より電話にて、内容文面を訂正するから文書を返送するような指示に従ったが、送達された文書は内容文の書き直しは一切見当たらず、誤字のみ訂正処理され、適正文書受理である通達日の訂正すらされてないものであった。これらのやりとりが適正な公文書の告示通達とは考えにくい面がある。

弁明： 福祉事務所から審査請求人に対して、文面を訂正すると連絡したのは、審査請求人から指摘のあった、保護申請却下理由の文面において「■」とすべきところを「■」としていた誤植箇所を訂正することを目的としたものであり、文面の内容については、もとより訂正の対象と考えていない。なお、この誤植並びに訂正は、通知書自体の意味や目的に支障を来たす類のものではないため、決定日やその到達日の変更はないものと考えている。

理由⑦：生活保護の回答期間が30日を過ぎた事実がある。実質は60日。

弁明： 保護決定が30日を過ぎたのは、審査請求人が検診命令先医療機関の変更を求めたことが直接の原因である。また、検診命令先を変更した場合、保護決定が30日を超える可能性があることは審査請求人に対して説明済みであり、審査請求人がこれを理解した上でなお検診命令先の変更を希望したため、福祉事務所が変更に応じたものである。なお、生活保護申請の却下は4月17日付であるため、60日ではなく39日である。

理由⑧：社会福祉事務所より不必要と思われる個人情報の関する文書を提出させた、利用されていない事実がある。

弁明： 児島社会福祉事務所が生活保護申請に不必要な個人情報を提出させたという事実はない。また、申請時に提出を受けた、個人情報に関する文書については厳重に管理している。

理由⑨：社会福祉事務所・藤井担当より、生活保護法の目的に対して、法文にはない不適切な解釈をしていた事実がある。

弁明： 児島社会福祉事務所では生活保護法の不適切な運用はないと考えている。



岡山県知事 石井正弘 様

反 論 書

平成 21 年 7 月 16 日に配達証明付で郵達された、倉敷市児島社会福祉事務所（古谷野幹夫所長）発する弁明書に対して大きく疑義相違点が見られるので以下のとおり反論する。

弁明書にある生活保護の経緯は辞職による生活困窮とあるが、この経緯については児島福祉事務所の担当者、2 名が自宅訪問の際に説明したものと大きく相違しており、勝手に解釈した内容であり、経済的生活困窮の経緯が根本的に誤解されており、また健康状態の確認も本人が自覚するところの症状と通院歴などが含まれておらず、健康状態の変化の有無などは正しく判定できることはない。

自宅面談の際に、休職活動について、職業の選り好みをしていることが強調され、それが未就職の原因として解釈されているが、これを伝えた本人も再就職の困難さを始め今の就職難の状況など未体験であり知る由も無い身分であり、派遣社員の不安定に雇用実態というものを理解できていないような発言が多くあった。就労相談についても、その代用として就職活動表を手渡しておきながら、その文書を一度も確認しないで活動していないような意味合いで勝手な解釈がなされており、面談時の説明内容とは大きく異なる。付随して、生活保護法の詳しい説明など一切なく、重要な条文も説明は一行も読み上げされていない。

検診命令の必要性については生活保護の認定に関してどのような認定要件であるのか全く説明も受けておらず、勝手に検診先の病院まで指定された。その為に検査予約でいっぱいのところ受診せざるを得なくなったわけだが、生活保護の決定日数と生活状況を考慮すれば、適当な命令とは言えず、当人にその期限について納得されたとあるが、生活保護の認定日数の期限の説明は一度もなかったし、そうした書面は渡されてもいない。よって本人が納得しようもない重要な説明を欠いた上では納得させたことにはならず、一法的で強引な手続きをされたものになっている。

秀石担当の言い分では、一度予約までした検診命令先をキャンセルした上、有料受診を伝えたのは事実であるが、仮にも、受診者の生活保護を求めた経済状況や生活状況を考慮すれば、困難な有料受診を説明受けるというのは不適當な発言であり、常識では考え



られない、生活困窮者に対する嫌がらせ的な発言としか思えない。

また、検診命令は認定期間を踏まえた診察先を采配決定すべきが担当者の職務であるのに、勝手に予約期間の長い病院を指定したうえ、さらに医師の回答を多忙な病院の都合を優先して面接するなど、どう考えても長期化するような方法をとっており、これが合理的な検診命令といえるものではない。

更に、弁明書には「MRIより高度な検査機器など、ないそうだ・・・」とあるが、その又聞きのような表現にあるように、必要なMRI検査そのものを、高度かどうかは別にして受診拒否されているわけであって、答弁にある高度かどうかの判断はこちらでは知る由もない。いずれしても必要な検査を受けていない事実には変わらない。

検診命令の目的について知るところではないが、就労不能となった当時の本人訴えの自覚症状についての判断は、医学知識不足の市役所担当者が勝手に決め付けて判定するものではなく、すべての必要な検査を終えて、本人の自覚症状有無など聴取して専門家の判断に委ねるものであるべきで、答弁書にあるような経緯で勝手に、「健康状態の特段の変化はなかった」などと確認もしないでどうして判定できるのか疑義が生じる。しかも、職場辞職などしていないし、それを担当者も現地調査も怠っているながら勝手に作文されている。

生活保護却下通知文書における誤字は、社会通念上、氏名が異なれば効力も別人扱いになるのが公文書作成の原則であり、それも誤字について伝えたところこれをただちに修正しようともせず、この非については、社会福祉事務所・所長がその非認めていたことでありながら、答弁者には言い改めるなど明らかに矛盾が生じている。公文書そのものに、支障を来たすものでないと答弁するならば別の理由に摩り替えてまで有償送付させて訂正する必要もなかったことであり、明らかに答弁として成立していない。

必要を認めて秀石担当より突然に電話が入り、文書そのものを改めるから全部を郵送するように指示を受けたからであり、氏名の誤字のみを修正したそのまま返却するという説明は一切なされなかった。これを訂正の対象として考えないというのは行為と矛盾しており、答弁内容に整合性を欠いている。

就職相談に一度も来ていないことを中心に就労意欲がない旨の判断がなされているが、児島福祉担当との面談時に、その就職相談が認定要件であるとは一度も説明されていない。それ以上にその就職相談の内容について積極的に質問しており、福祉事務所側が配布した就職活動表に基づいてハローワーク、民間就職斡旋、インターネット求人など多くの就職活動手段をもって行っており、その方法が適正な就職活動であることは児島福

社事務所・所長そのものが認めているところである。ところが答弁書には発言をすり替えてあり、答弁そのものに矛盾が発生している。この就職相談については当方が以下の内容も確認している。

- ・最新求人情報量そのものがハローワーク以上に揃えた相談になっていないこと。
- ・就職活動はハローワークに出向いて行うことでよいこと。
- ・就職相談そのものが特別に行政職を斡旋されるものでないこと。

ハローワークには求人カードも作成してコピーも渡しており、その方法で行うことが就職活動であり、支所の指定日の就職相談でなければ就職活動に限定されるということではなく、手続きの説明不足はじめ、就労意欲の判断そのものも合理的を欠いており、ここでも説明不足と勝手な判断が介入している。

生活保護の相談時点から、その制度の説明以前に稼働年齢であるから認定が困難であるという受付姿勢であったが、これは認定申請そのものの必要要件を十分に説明しないことで意図的に認定件数を少なくしようとするものであり、こうした生活保護法の目的から離脱した各市町村単位での共通性の少ない運用方法について抜本的に改める必要があり、さらに児島社会福祉事務所における数々の杜撰な対応については多くの矛盾を含めた問題があることから生活保護法の認定権限を付与するに適していないものと思量されることから全般的に検証することを要請します。

平成21年7月24日

●

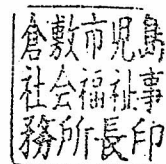


平成 21 年 8 月 10 日

岡山県知事 石井 正弘 様

倉敷市児島社会福祉事務所

所長 古谷 野 幹 夫



再 弁 明 書 ② 副

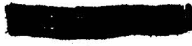
1. 審査請求人の住所・氏名

住所

氏名

2. 審査請求人からの反論書の要点とそれに対する弁明

要点①：審査請求人が生活保護申請に至った経緯について、弁明書に記載の内容は
事実と相違し、児島社会福祉事務所の勝手な解釈に基づくものである。

弁明：生活保護申請に至った経緯について、事実と異なり誤解があるとのことであるが、児島社会福祉事務所では、保護申請時に審査請求人や関係機関から適正に聞き取り調査を行っており、事実の誤認は無いと考えている。また、審査請求人の健康状態、就労可否についても、家庭訪問時の聞き取り内容のみから判断したものではなく、、での病状調査の結果を受けて総合的に判断したものである。

要点②：求職活動について、児島社会福祉事務所は、審査請求人から求職活動状況票を回収しておらず、また、審査請求人がハローワークやインターネット等を利用して求職活動していたにも関わらず、就労相談に全く来所しなかったことをもって求職活動をしていないと判断している。

弁明：ハローワークやインターネット利用による求職活動も、有効な求職活動であることには違いないが、審査請求人においては、児島社会福祉事務所での就労



相談に来所するよう指示を受け、その存在を知っていながらこれを全く利用していない。なおかつ、「[REDACTED]」、という検診命令による診断結果を認識していながら、復帰が可能であるという[REDACTED]での就労を開始していない。これらのことから、審査請求人は就労開始に向けた最大限の努力を怠っているため、稼働能力の不活用であると判断し、審査請求人からの生活保護申請を却下したものである。

要点③：生活保護法の条文について説明を受けていない。

弁明：生活保護法等の法文一条一条の説明はしていないが、保護申請時に、生活保護制度の趣旨や目的の説明は行っている。

要点④：検診命令について説明を受けておらず、勝手に検診先を指定されるなど、一方的で強引な手続きをされており、適当な命令とは言えない。

弁明：検診命令については、平成21年7月3日付けの弁明書に経緯の詳細を記してあるが、保護申請から決定までの法定期限、ならびに検診先変更による決定日の遅延についても審査請求人に対し十分に説明し、了承を得ているものであり、その手続きも適切なものであったと判断している。

要点⑤：保護申請却下通知書における誤字について、誤植箇所のみを修正してそのまま返却するというのは、氏名が異なれば効力も別人扱いになるという公文書作成の原則に反している。

弁明：保護申請却下通知書の誤植については児島社会福祉事務所の誤りであり、審査請求人に対しても、電話と文書にて謝罪の意を伝えている。また、この誤植により保護申請却下通知書自体の効力も無効となるかのような審査請求人の申立であるが、審査請求人自身が誤植であると認識できており、自己の保護申請が却下されたと読み取れていることから、通知書の意図するところは審査請求人に伝わっており、誤植はあるものの、修正前の保護申請却下通知書も有効なものであると判断している。



岡山県知事 石井正弘 様

反 論 書 (正)

平成 21 年 8 月 10 日に処分庁より発行された、再弁明書に対する反論を以下に提出します。

要点①の弁明に対する反論

審査請求人が求めている具体的な判断基準について未だに何ら説明が成されていない。単に総合的というだけで、そこにと当然に条理に基づいた基準があるはずであり、当初から生活保護法に対する説明を怠っていることの反省無き弁明である。相談受付の時点より「稼働年齢」を強調した説明一辺倒であり、生活保護法に関する説明や個々具体的な資料の提示とそれに基づくは無かったことは前回反論書のとおりである。

要点②の弁明に対する反論

申請者は、休職活動については家庭訪問時に渡された「求職活動状況・収入申告書」の指示に基づいてそのとおりに従い就職活動をしているので「稼働能力の不活用」には該当しない。処分庁の休職活動指示に対して、その事務確認を怠ったことに対する不的確な弁解である。

アルバイト先については健康上(既往症悪化他、怪我)の理由で就業できなかったことは何度も説明済みである。ここでも審査認定機関である確認行為もまらで行っておらず、就業先についても電話確認していないことから、調査確認業務の怠慢に起因した弁解である。

要点③の弁明に対する反論

生活保護法に関する説明の有無については、申請者より改めてその上部機関である岡山県健康福祉部福祉課生活保護班に確認問い合わせをし、文書にて生活保護法に関する条文資料を受け取ったところであるが、この詳しい資料に匹敵するような文書の提示や口頭説明は事実として見当たらない。手渡した文書や説明の内容も弁明に無く、不必要と思えるような生活状況を証明する資料をたくさんコピーしていたが、その資料も不活用とされて終始一貫、何を審査したのか理解できないような審査処理となっている。審査

平成21年8月27日